消 食 基 第 486 号
令和８年 10 月 29 日

各 （都道府県／保健所設置市／特別区） 衛生主管部（局）長　殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
（　公　印　省　略　）

「食品添加物である酵素の生産菌の届出リスト」の公開について
（周知依頼）

食品添加物である酵素（以下「酵素」という。）としては、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第１に収載されている指定添加物２品目及び既存添加物名簿（平成８年厚生省告示第 120 号）に収載されている既存添加物 68 品目が使用されています。

これらの酵素の生産菌については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の第２　添加物　Ｄ　成分規格・保存基準各条の定義の規定において、属種を定めているところです。

近年、酵素の生産菌に係る同定技術の進歩等により、学名の変更や複数学名への分離等の見直しが行われるようになり、従前と同一の属種であっても、酵素の生産菌の学名が変更される状況が確認されています。これにより、酵素の生産菌そのものは従前と同じであるにもかかわらず、規格基準告示において定義する属種名と記載上の相違が生じ、関係者の誤解を招く可能性が懸念されます。

このため、これらの酵素の生産菌について、「食品添加物である酵素の生産菌の届出及び公開について（周知依頼）」（令和７年９月 10 日付け消食基第 552 号消費者庁食品衛生基準審査課長通知。以下「酵素通知」という。）により、酵素を製造する事業者（以下「届出事業者」という。）に対し、現在流通している酵素の生産菌について、消費者庁に対し、酵素の生産菌に関する情報等の届出を行うよう周知したところです。

今般、令和７年 12 月 31 日までに届出がなされた酵素の生産菌に係る情報

について、下記第１のとおり、とりまとめを行った上で「食品添加物である酵素の生産菌の届出リスト」（以下「酵素届出リスト」という。）を作成し、消費者庁ウェブサイト※に公表しました。また、酵素届出リストに係る今後の取扱いについては下記第２のとおりとしますので、内容をご了知の上、貴管内の関係者への周知方よろしくお願いします。

なお、届出がなされなかった酵素について、食品衛生法に基づき直ちに製造等の禁止が必要になるものではありませんが、届出がないまま当該酵素の生産菌について学名の変更等が生じた場合に、従前の酵素の生産菌と同じであることが確認できず、食品衛生法上の疑義が生ずる可能性があることを申し添えます。

記

第１　酵素届出リストの公表について

今般、消費者庁ウェブサイトにおいて公表した酵素届出リストは、酵素通知別記「食品添加物である酵素の生産菌の届出及び公開に係る実施要領」（以下「実施要領」という。）６に示したとおり、届出がなされた酵素の生産菌に関する情報について、企業の知的財産等に属する部分を考慮した上でとりまとめを行ったものであること。

なお、酵素届出リストに掲載された情報は、届出内容をそのまま反映したものであり、消費者庁がその妥当性を保証するものではないので留意すること。

第２　酵素届出リストに係る今後の取扱いについて

１．酵素の生産菌に係る学術的な学名の変更等を含め、届出内容に疑義が生じた場合は、消費者庁から届出事業者へ照会を行い、酵素届出リストから削除する場合があること。

２．届出事業者は、次の（１）から（４）に掲げる場合にあっては、実施要領に基づき、消費者庁に届け出ること。

（１）当該届出事業者にとって、新たな酵素を製造する場合

（２）当該届出事業者にとって、新たな種類の生産菌を基原とする酵素を製造する場合

（３）届出済みの酵素の生産菌を、酵素の製造に使用しなくなった場合

（４）当該届出事業者の法人名称又は事業者名称を変更する場合

３．酵素届出リストは、届出事業者からの新たな届出等があった場合には適宜更新し、消費者庁のウェブサイトに掲載するものであること。

※　消費者庁・食品衛生基準審査課ウェブサイト（分野別施策［食品添加物］）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives